**物品貸借に関する覚書**

受託者 大阪医科薬科大学病院（以下「甲」という。）と委託者　　（以下「乙」という。）とは、

（西暦）　　　　　年　　月　　日に締結した下記の臨床試験（以下「本治験」という。）の実施に必要な物品（以下「本物品」という。）に関して、下記のとおり覚書を締結する。

整理番号：　　　　　　号

治験課題名：

第１条（目的）

　乙は、本覚書締結後速やかに本物品（末尾「貸与物品と消耗品一覧表」参照）を甲に無償で貸与するものとし、甲は、これを使用して本治験を実施するものとする。

第２条（目的外使用の禁止等）

　甲は、本物品を本治験の実施の目的にのみ使用し、他の目的には一切使用しないものとする。但し、乙の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

第３条（本物品の維持管理等）

１　甲は、善良なる管理者の注意をもって本物品を維持管理するものとする。

２　本物品につき、故障または修理が必要となったときは、甲は、速やかにその旨を乙に通知し、乙が修理等の処置を講ずるものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲がこれを全額負担するものとする。

３　本物品の適切な維持管理に伴い発生した故障や破損については、甲の故意又は過失による場合を除き、賠償責任を負わないものとする。

第４条（本物品使用の費用負担）

１　本物品の搬入、取り付けおよび撤去に関する費用は、乙が負担するものとする。

２　本物品の使用により生じる光熱費、水道料などの費用は、甲の負担とするものとする。

第５条（使用貸借期間）

本物品の使用貸借期間は、原契約の締結日から本治験の終了日までとする。

第６条（本物品の返却）

　甲は、本物品の使用貸借期間が満了した場合、本物品を現状のまま（但し、消耗品を除く。）遅滞なく乙に返却するものとする。

第７条（協議事項）

　本覚書に定めのない事項または本覚書各条項の解釈につき疑義が生じた事項については、その都度甲および乙は、誠意をもって協議し決定するものとする。

**貸与物品と消耗品一覧表**

【貸与物品】

乙は甲に、本治験を実施するうえで必要な物品として、下記物品を無償で貸与するものとする。但し、本治験を実施により消耗したものを除き、本治験の終了または中止により残余があるときは、乙はこれを引取るものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 |
|  |  |  |
|  |  |  |

【消耗品】

乙は甲に、本治験を実施するうえで必要な消耗品として、下記物品を無償で提供するものとする。但し、本治験を実施により消耗したものを除き、本治験の終了または中止により残余があるときは、乙はこれを引取るものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品名 | 規格 | 数量 |
|  |  |  |
|  |  |  |

本覚書締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

（西暦）　　　　　年　　　月　　　日

甲　大阪府高槻市大学町2番7号

学校法人 大阪医科薬科大学

大阪医科薬科大学病院

病院長　　勝間田　敬弘　　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　印